

三重県交通安全研修センター指定管理者審査基準及び配点表

別紙9

1 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。

審査項目	審査基準	備考	配点
①管理運営の総合的な基本方針	管理運営の基本方針及び5年間の方向性（ビジョン）が、県の運営方針と合致しているか	1(3)	10
②利用者の公平、公正な利用	事業計画の内容が利用者の特定化などの偏りがなくバランスがとれているか	〃	10
③企業（団体）の社会的責任	企業（団体）倫理、コンプライアンス（法令遵守）、環境配慮への対応は適切か	〃	10
④現状に対するアセスメント	的確な現状把握や課題把握が行われ、適切な対応（改善方法）が提案されているか	〃	10
	小計		40

2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。

審査項目	審査基準	備考	配点
①交通安全に関する教育の実施に関する業務	参加・体験・実践型の研修に関し、適切な方策が提案されているか	4(1) I	20
	教育等の現場における指導者に対する効果的なサブカリキュラムが作成されているか	〃	20
	指導者養成・資質向上事業に関し、適切な方策が提案されているか	〃	20
	高齢者重点プログラム事業に関し、適切な方策が提案されているか	〃	10
	遠隔地等への出前型研修に関し、適切な方策が提案されているか	〃	10
②施設の運営に関する業務	ホームページの管理・運営及び情報発信に関し、効果的で具体的な方策が提案されているか	4(1) II	10
	展示スペースの活用に関し、効果的な方策が提案されているか	〃	10
	案内人（交通安全ガイド）の配置に関し、利用者からみて、適切な提案となっているか	〃	20
	親子で学ぶ環境づくりに関し、創意工夫にあふれた提案がなされているか	〃	10
	一般利用者の属性調査の実施に関し、有効で具体的な提案がなされているか	〃	10
	交通安全グッズの作成（検討）等について、適切な提案がなされているか	〃	10
	事業や企画が具体的で独創性があり、センターの魅力をアピールできる内容となっているか	〃	30
	利用者を拡大するための具体的な方策が提案されているか	〃	30
	施設の魅力を積極的にPRするための効果的で具体的な広報の取組が提案されているか	〃	30
③交通安全に関する情報・資料の収集・提供に関する業務	教材・教育プログラムの開発（作成）及び提供に関し、適切な方策が提案されているか	4(1) III	20
	各種調査・研究の充実に関し、適切な方策が提案されているか	〃	20
④市町等に対する支援及び機能向上、連携交流に関する業務	ネットワークの構築、センター機能の向上、連携交流の促進に関し、より効果的で具体的な方策が提案されているか。	4(1) IV	30
	市町等に対する支援に関し、より効果的で具体的な方策が提案されているか。	〃	10
⑤利用者サービス向上につながる独自の提案	施設の機能を十分に活用し、利用者サービスの向上に繋がる具体的な提案がなされているか	4 全般	30
	施設の効用を高めるため、地域の団体等との連携が具体的に提案されているか	〃	10
⑥事業評価、利用者の声の把握と管理運営への反映体制	事業に対する評価・検証の体制、利用者の声の把握及び事業への反映など、サービス向上のための積極的な姿勢が見られるか	4(1) VI	10
⑦県が示す成果目標の達成方策	成果目標を達成するための具体的な方策が提案されているか	4(2) ア	30
⑧申請者が提案する独自の成果目標・数値目標	利用促進・サービス向上・経費縮減等の目標が適切に設定されているか。また、目標を達成するための具体的な方策が提案されているか	4(2) イ	10
	小計		410

3 事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。

審査項目	審査基準	備考	配点
①施設の維持管理に関する業務	施設・機器・備品等の維持管理が効率的で安定的に行われる適切な提案がなされているか	4(1) V	10
②利用者の安全確保策、事故防止策、危険箇所等の発見やその措置	利用者の安全確保、事故防止策について、適切な提案がなされているか 危険箇所・破損箇所・不良箇所の発見やその措置について、適切な提案がなされているか	4(1) VI	10
③危機管理体制や緊急時の対応	研修や訓練など平常時の対策は適切な提案がなされているか 緊急時等における危機管理体制について、適切な提案がなされているか	〃	10
④個人情報保護、情報公開	個人情報保護、情報公開を積極的に行う体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか	3(3)、(4)	10
⑤県の施策への配慮	人権尊重、男女共同参画など、県の施策について配慮された提案となっているか	3(5)	10
	小計		70

4 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。

審査項目	審査基準	備考	配点
①法人等の組織体制、勤務体制	事業計画書に沿った管理運営を実施するための人員の確保は適切であるか	4(1) VI	10
	事業計画書に沿った管理運営を実施するため、適切な組織体制や責任体制の提案がなされているか	〃	10
	提案事業内容が実施できる人員配置、勤務体制となっているか	〃	10
②人材育成方針、研修体制	職員の人材育成に繋がる人材育成方針となっているか、また研修計画が効果的かつ適切なものとなっているか	〃	10
③法人等の財政的基盤	施設を継続的・安定的に運営できる能力があるか	—	10
	小計		50

5 事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。

審査項目	審査基準	備考	配点
①収支計画の積算の考え方	収入・支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか 提案された事業が十分実施できる収支計画となっているか	6	10
②コスト削減の考え方	実効性があり、かつ、創意工夫がある経費の方策が提案されているか	〃	10
	小計		30

*「備考欄」は募集要項の主な関連項目です。審査項目とは、必ずしも1対1で対応するものではありません。
審査は、事業計画書の審査及びヒアリングを実施して、総合的に行います。

合計	600
----	-----